

下水道事業の受益者申告 をお願いいたします

下水道が新たに整備された区域内の土地所有者などには「受益者負担金・分担金」として、下水道整備費の一部を負担していただくことになっています。

この負担金などの賦課決定の基礎となる「下水道事業受益者申告書」を、対象区域の土地所有者宛に送付します。内容を確認して期限内に

必ず申告してください。

申告がない場合は、市が受益者（納入義務者）・土地の面積などを認定することになります。

申告期限 3月30日(金)

申告が必要な方
左表区域内の土地所有者

問合せ
○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係(内線2825)

○東予総合支所下水道課
下水道係 (内線141)

下水道事業受益者の申告対象区域

玉津	森戸、川北、玉津、横黒下、横黒西、市塚新街、市塚船屋東南、船屋東北 各一部区域
飯岡	堀の内、西原、池の内、戻川、戻川住宅 各一部区域
西条	朔日市二区、北新田、常盤巷、北浜南 各一部区域
神拝	下喜多川北、八丁、古川、富士見町、王子町 各一部区域
大町	明神木、若水町、中町小川、加茂町、広見町、若葉町東若葉町西、寿町 各一部区域
神戸	宵の原、中の段、日明、楠、中西、北組、土居内、東原新出、棚林 各一部区域
禎瑞	禎瑞上、禎瑞中 各一部区域
橘	西田、西泉東、西泉中、西泉西、楢木西、野々市西 各一部区域
氷見	上町、西町、西の原、下町、末長、野部里 各一部区域
壬生川	大新田の一部区域
国安	国安、桑村 各一部区域
丹原	今井、池田、願連寺、久妙寺 各一部区域

下水道への接続をお急ぎ ください

平成16年に公共下水道および小規模下水道の供用を開始した区域の方は、平成19年3月末で3年が経過します。

下水道の供用開始後は、3年以内に水洗便所に改造して下水道へ接続しなければなりません。

水洗便所への改造および下水道への接続工事をされていない方は、市の指定工事店で早急な工事をお願いします。市が行っている水洗便所改造資金の融資あつせん制度も供用開始から3年以内の工事が対象となりますので、希望される方は、早めに指定工事店へご相談ください。指定工事店が分からない方は、担当課へお問い合わせください。

問合せ
○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係(内線2825)

○東予総合支所下水道課
下水道係 (内線141)

母子家庭等の新入学児童 へ入学祝金を支給します

母子家庭や両親のいない世帯で、今春、小・中学校に入学される児童がいる保護者の方へ入学祝金を支給します。

該当者には申請書を送付します。必要事項を記入の上、3月9日(金)までに提出してください。

申請書が届かない場合や入学時まで母子家庭などになられた場合は、次の担当課へご連絡ください。

提出先
○市庁舎別館女性児童福祉課
女性係 (内線2334)

○東予総合支所福祉課
社会福祉係 (内線135)

○丹原総合支所福祉課
社会福祉・援護係(内線212)

○小松総合支所福祉課
社会福祉・援護係(内線122)

障害者自立支援法の一部サ ービスの負担を軽減します

障害者自立支援法に係るサービスのうち、在宅福祉サービスや身体障害者通所授産施設などを利用する方の負担を軽減するため、負担上限月額

が変更(減額)されます。

■変更前・後の負担上限額
○年収80万円以下の市民税非課税世帯の場合
変更前：1万5000円
変更後：3750円

○年収80万円を超える市民税非課税世帯の場合
変更前：2万4600円
変更後：6150円

○所得割が10万円未満の市民税課税世帯の場合
変更前：3万7200円
変更後：9300円

■軽減の期間
平成19年度～平成20年度

■申請方法
負担上限額軽減の申請は、平成19年度の介護給付費等の支給申請の際に受け付けますので、申し出てください。

※介護給付費等の支給と負担上限額軽減の申請期間は、共に3月23日(金)までです。

■申請先
○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係(内線2326)

○東予総合支所福祉課
社会福祉係 (内線131)

○丹原総合支所福祉課
社会福祉・援護係(内線212)

○小松総合支所福祉課
社会福祉・援護係(内線124)

